

ID: 120

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護保険条例 第14条から第17条まで		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第14条から第18条までの規定による。</p> <p>第14条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条 町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第16条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者又は、これらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第17条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第18条 第14条から前条までの過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 第14条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例 第5条ただし書		
例規番号	平成21年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可せず、又は許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 住民課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第13条第1項		
例規番号	平成5年条例第22号		
【基準】			
第13条及び別表の規定による。 (一般廃棄物処理手数料)			
第13条 一般廃棄物手数料は、別表に定めるとおりとする。			
2 前項以外の手数料については、町長が別に定める。			
別表(第13条関係)			
	種別	区分	手数料の額
	可燃ごみ	町が収集、運搬及び処分する場合 指定袋(大)10袋につき	200円
		町が収集、運搬及び処分する場合 指定袋(小)15袋につき	200円
	不燃ごみ	町が収集、運搬及び処分する場合 指定袋10袋につき	200円
	プラスチックごみ	町が収集、運搬及び処分する場合 指定袋10袋につき	200円
	粗大ごみ	町が収集、運搬及び処分する場合 指定シール1枚につき	50円
	動物の死骸	犬猫等1体につき	4,000円
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 住民課

処分の概要	許可等申請手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第19条第1項		
例規番号	平成5年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (許可等申請手数料)</p> <p>第19条 第15条又は第16条の規定により許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者等で許可証等の再交付を受けようとする者は、その申請の際、次に掲げるところにより手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件につき 1万円</p> <p>(2) 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1件につき 5,000円</p> <p>(3) 法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件につき 1万円</p> <p>(4) 法第7条第5項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 1件につき 5,000円</p> <p>(5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可を受けようとする者 1件につき 8,000円</p> <p>(6) 浄化槽法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件につき 1万円</p> <p>(7) 浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者 1件につき 8,000円</p> <p>(8) 亡失又はき損による許可証の再交付を受けようとする者 1件につき 2,000円</p> <p>2 既納の手数料は、返還しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	昭和47年条例第31号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 第3条の規定により、使用の許可を受けた者は、別表第2に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 住民課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	昭和47年条例第31号		
【基準】			
<p>第9条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 許可された利用目的に違反したとき。 (3) 利用の許可の条件に違反したとき。 (4) 第4条第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 住民課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成25年規則第6号		
【基準】 第9条の規定による。 (入場の制限等) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 住民課

処分の概要	永代使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第9号		
【基準】			
第7条及び別表の規定による。 (永代使用料)			
第7条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める永代使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。			
2 使用料は、墓地使用許可証の交付を受ける際にその全額を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
別表(第7条関係)			
使用料			
1区画			140,000円
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 住民課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成19年条例第9号		
【基準】			
第12条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可の取消し等)			
第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、町営墓地の使用許可を取り消すことができる。			
(1) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。			
(2) 使用权を譲り渡し、又は墓地を転貸したとき。			
(3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(公の施設の利用における制限)			
第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 住民課

処分の概要	除去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町あき地等に繁茂した雑草の除去に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和52年条例第29号		
【基準】			
第5条の規定による。 (除去命令)			
第5条 町長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないときは、期限を定め、当該所有者等に対し、あき地の雑草の除去を命ずることができる。			
2 前項の規定による命令を受けた所有者等は、町長の指定する期限までに雑草の除去を行わなければならない。			
3 町長は、前2項の規定により、所有者等が雑草の除去を行わないときは、所有者に代わって当該あき地の雑草を除去することができる。この場合において、町長は、所有者等に対し、あらかじめその旨通知しなければならない。			
4 所有者等は、町長が別に定めるところにより、前項の規定による除去に要した費用を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 住民課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町環境美化条例 第15条		
例規番号	平成14年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。 (措置命令)</p> <p>第15条 町長は、第7条、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条の規定に違反した者が、正当な理由なく前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、履行期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう命令することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水事業分担金の徴収に関する条例 第3条第1項		
例規番号	昭和60年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第2条、第3条及び第8条の規定による。 (受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、農業集落排水事業において定める農業集落排水処理区域内にある世帯が居住し、又は居住しようとする建築物の所有者及びそれらの組織する団体をいう。 (分担金の徴収)</p> <p>第3条 事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する。 2 前項の規定により徴収する分担金の総額は、事業に要する費用に100分の10を乗じて得た額とする。 (分担金の特例)</p> <p>第8条 第4条の公告の日の現在において、国又は地方公共団体が公共の用に供している当該公告に係る区域内に存する施設については、分担金を徴収しないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第14条第1項本文		
例規番号	昭和63年条例第28号		
【基準】			
第14条及び別表第3の規定による。 (使用料)			
第14条 使用者は、農業集落排水処理施設の維持管理に要する費用として使用料を納めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めた者については、使用料の一部又は全部を免除することができる。			
2 前項の使用料のうち個人の使用料については、別表第3に定めるところにより算定した合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。			
3 第1項の使用料のうち法人の使用料については、2,900円に、その使用する口数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。			
別表第3(第14条関係)			
使用料金(1箇月につき)			
基本使用料		超過使用料(1m ³ につき)	
使用水量	使用料	使用水量	使用料
10m ³ まで	900円	10m ³ を超え20m ³ 以下	92円
		20m ³ を超え40m ³ 以下	110円
		40m ³ を超え100m ³ 以下	120円
		100m ³ を超え500m ³ 以下	150円
		500m ³ を超えるもの	180円
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 建設課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第14条の3		
例規番号	昭和63年条例第28号		
【基準】 第14条の3の規定による。 (督促手数料) 第14条の3 使用料の督促手数料は、督促状1通について80円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第15条		
例規番号	昭和63年条例第28号		
【基準】 第15条の規定による。 (延滞金) 第15条 使用料を納期限までに納付されないときにおいては、木曾岬町税条例(昭和37年木曾岬村条例第4号)の規定を適用し、延滞金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第16条		
例規番号	昭和63年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。 (過料)</p> <p>第16条 町長は次の各号の1に該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第8条の承認を受けないで施工したとき。</p> <p>(2) 前号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 建設課

処分の概要	加入分担金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第17条		
例規番号	昭和63年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (加入分担金)</p> <p>第17条 施設の供用開始後において、新たに受益者又は使用者となる場合にあつては、当該施設の既受益者又は使用者が分担金条例に基づき納付した分担金に相当する額を、加入負担金として木曾岬町に納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 建設課

処分の概要	指定工事店の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条		
例規番号	昭和63年規則第13号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (指定工事店の取消し)</p> <p>第8条 指定工事店が営業を廃止したとき、又は指定工事店として不都合があったとき及び虚偽の申請により登録していたとき、町長は、指定工事店としての資格を取り消すことができるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 産業課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	木曾岬町農道舗装新設工事費の助成に関する条例 第6条		
例規番号	昭和56年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び木曾岬町農道舗装新設工事費の助成に関する条例第6条の規定による。 (助成金の返還)</p> <p>第6条 町長は、偽りその他の不正行為により、この条例による助成を受ける者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第6条 町長は、次の各号の1に該当するときは、助成金の交付決定を取消し、交付する助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。</p> <p>(1) この規則に違反した場合</p> <p>(2) 事業費の支出額が申請書記載の事業費に対して減少した場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 産業課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	昭和59年条例第20号		
【基準】			
<p>第4条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第4条 町長は次の各号の1に該当する場合には、多目的施設の使用許可を取り消し、使用を制限又は停止させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 営利を目的とした使用であると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) その他町長が必要と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の徴収																																																		
例規名 根拠条項	木曾岬町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例 第6条																																																		
例規番号	昭和59年条例第20号																																																		
<p>【基準】 第6条及び別表の規定による。 (使用料) 第6条 町長は、使用者から、その使用方法の区別に従い別表に定める使用料を徴収することができる。 2 定期的に多目的施設を利用する者から、町長が定める金額によって徴収することができる。 別表(第6条関係) 木曾岬町農村集落多目的共同利用施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 15%;">午後</th> <th style="width: 15%;">夜間</th> <th style="width: 15%;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">施設名</td> <td></td> <td>8 ; 30~12 ; 00</td> <td>13 ; 00~17 ; 00</td> <td>17 ; 00~22 ; 00</td> <td>8 ; 30~22 ; 00</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td></td> <td>円 900</td> <td>円 1,300</td> <td>円 1,800</td> <td>円 3,500</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>和室(大)</td> <td></td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>和室(小)</td> <td></td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>営農相談室</td> <td></td> <td>400</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>土壌診断室</td> <td></td> <td>400</td> <td>700</td> <td></td> <td>8 ; 30~17 ; 00 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 架設の照明設備以外に電力、ガス等を使用した場合は、その実費を徴収する。 2 上記に記載のないものについては、そのつど町長が定める。</p>					区分	午前	午後	夜間	全日	施設名		8 ; 30~12 ; 00	13 ; 00~17 ; 00	17 ; 00~22 ; 00	8 ; 30~22 ; 00	多目的ホール		円 900	円 1,300	円 1,800	円 3,500	会議室		700	1,000	1,400	2,500	和室(大)		700	1,000	1,400	2,500	和室(小)		500	800	1,100	2,000	営農相談室		400	700	1,000	1,800	土壌診断室		400	700		8 ; 30~17 ; 00 1,000
	区分	午前	午後	夜間	全日																																														
施設名		8 ; 30~12 ; 00	13 ; 00~17 ; 00	17 ; 00~22 ; 00	8 ; 30~22 ; 00																																														
多目的ホール		円 900	円 1,300	円 1,800	円 3,500																																														
会議室		700	1,000	1,400	2,500																																														
和室(大)		700	1,000	1,400	2,500																																														
和室(小)		500	800	1,100	2,000																																														
営農相談室		400	700	1,000	1,800																																														
土壌診断室		400	700		8 ; 30~17 ; 00 1,000																																														
備考																																																			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日																																																

ID: 165

担当部署: 総務政策課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町企業誘致促進条例 第8条第1項		
例規番号	令和元年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第8条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する奨励措置の対象要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 事業を休止し、若しくは廃止したとき、又は事業が休止若しくは廃止の状態にあると認めるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付を受けたとき。</p> <p>(4) その他町長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により指定の停止を受けた場合において、当該停止事由が消滅したときは、指定事業者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>3 町長は、前項の届け出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条に規定する内容の範囲において、奨励金の交付決定を行うことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 建設課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用料徴収条例 第5条		
例規番号	平成11年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (督促手数料及び延滞金)</p> <p>第5条 町長は、占用者が第3条に規定する納期限までに占用料を納付しない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、町長は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第67条第2項第3号に規定する定形郵便物で重量25グラムまでのものの料金の額に相当する額の督促手数料及び納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ占用料が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用料徴収条例 第6条		
例規番号	平成11年条例第10号		
【基準】 第6条の規定による。 (過料) 第6条 詐偽その他不正の行為によって占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用規則 第15条		
例規番号	平成11年規則第6号		
【基準】			
第15条の規定による。 (許可の取消及び変更)			
第15条 占用者が次の各号の1に該当するときは、町長は占用の許可を取り消し、又は変更することがある。			
(1) 占用者が法令、条例及びこの規則その他許可条件に違反したとき。			
(2) 道路管理上必要があるとき。			
(3) 指定期限までに占用料を納付しないとき。			
(4) その他町長において必要があると認めたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 建設課

処分の概要	占用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用規則 第34条		
例規番号	平成11年規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第34条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第34条 町長は、街路市占用者が第26条及び前条の各号の1に該当したときは、第15条の規定にかかわらず、第24条に定める占用許可及び第25条の登録の取消し、又は期間を定めて出店の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第18条第1項
例規番号	平成25年条例第9号
<p>【基準】</p> <p>第15条、第18条、第40条及び第41条の規定による。 (家賃の決定)</p> <p>第15条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 町長は、前項本文の規定にかかわらず、町営住宅の入居者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、当該町営住宅の家賃を近傍同種の住宅の家賃とすることができる。</p> <p>3 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。</p> <p>4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (家賃の納付)</p> <p>第18条 町長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明け渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項による明け渡しの請求のあったときは明け渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。</p> <p>4 入居者が第42条に規定する手続きを経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第40条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第41条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規</p>	

定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考

設定年月日

令和3年7月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 178

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第19条第2項(第32条第3項、第34条第3項、第47条及び第55条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
【基準】	<p>第19条の規定による。 (督促、延滞金の徴収)</p> <p>第19条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 建設課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第32条第1項		
例規番号	平成25年条例第9号		
【基準】	<p>第32条の規定による。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第17条、第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 建設課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第34条第1項		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第34条の規定による。 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第15条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町営住宅管理条例 第46条第1項		
例 規 番 号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第46条の規定による。 (使用料)</p> <p>第46条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町営住宅管理条例 第50条		
例 規 番 号	平成25年条例第9号		
【基準】			
第50条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消し)			
第50条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。			
(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。			
(2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。			
(公の施設の利用における制限)			
第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 建設課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第54条第1項		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第54条の規定による。 (家賃)</p> <p>第54条 第51条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める。</p> <p>2 前項の入居者の収入については第16条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第54条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第54条第1項」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第59条		
例規番号	平成25年条例第9号		
【基準】 第59条の規定による。 (罰則) 第59条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収																																				
例規名 根拠条項	木曾岬町都市公園条例 第11条																																				
例規番号	平成16年条例第1号																																				
<p>【基準】</p> <p>第11条及び別表第2の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。</p> <p>別表第2(第11条関係)</p> <p>公園使用料</p> <p>(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設置及び管理する場合</td> <td>年額</td> <td>1平方メートル</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">占有する場合</td> <td rowspan="2">日額</td> <td rowspan="2">1平方メートル</td> <td rowspan="2">14</td> </tr> <tr> <td>興行、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td>1平方メートル</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>年額</td> <td>1本</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設又は土石・木竹・瓦その他の工事用材料置場</td> <td>月額</td> <td>1平方メートル</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">行為をする場合</td> <td>日額</td> <td>1平方メートル</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td>1台</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td>1平方メートル</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位		使用料	公園施設を設置及び管理する場合	年額	1平方メートル	1,000	占有する場合	日額	1平方メートル	14	興行、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額	1平方メートル	14	標識	年額	1本	1,200	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設又は土石・木竹・瓦その他の工事用材料置場	月額	1平方メートル	140	行為をする場合	日額	1平方メートル	14	日額	1台	1,260	日額	1平方メートル	14
区分	単位		使用料																																		
公園施設を設置及び管理する場合	年額	1平方メートル	1,000																																		
占有する場合	日額	1平方メートル	14																																		
				興行、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物																																	
	日額	1平方メートル	14																																		
標識	年額	1本	1,200																																		
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設又は土石・木竹・瓦その他の工事用材料置場	月額	1平方メートル	140																																		
行為をする場合	日額	1平方メートル	14																																		
	日額	1台	1,260																																		
	日額	1平方メートル	14																																		
備考																																					
<p>1 使用料の額が年額で定められている占有物件(公園施設を設け、又は管理する場合を含む。)に係る占有(設置又は管理を含む。)の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。</p> <p>2 前項により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。</p> <p>3 施設の設置若しくは管理の面積若しくは占有の面積若しくは行為の面積が、1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。</p>																																					
備考																																					

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 194

担当部署: 建設課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	木曾岬町都市公園条例 第14条		
例規番号	平成16年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその許可条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じた場合</p> <p>(3) 公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町都市公園条例 第19条		
例規番号	平成16年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (過料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第6条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第14条第1項又は第2項の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>2 詐欺その他不正の手段により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第8条		
例規番号	平成5年条例第19号		
【基準】 第8条の規定による。 (改善命令) 第8条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 200

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第17条第1項本文
例規番号	平成5年条例第19号

【基準】

第17条、第17条の2及び別表の規定による。

(使用料)

第17条 町長は、使用者の公共下水道の使用について、使用料を徴収する。ただし、町長が特別の事由があると認めた者については、使用料の一部又は全部を免除することができる。

2 前項の使用料のうち個人の使用料については、別表に定めるところにより算定した合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

3 第1項の使用料のうち法人の使用料については、2,900円に、その使用する口数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

(使用料の算定方法)

第17条の2 前条第2項の使用料の算定は、隔月の定例日(町長が別に定める基準により定めた日をいう。)現在において算定し、これにより得た汚水を排除した量を、各月均等とみなして算定する。

2 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときにあっても第17条の規定による使用料を徴収する。

3 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときにあっても、1月分の使用料として算定する。

4 汚水の排出量の算定の方法は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合 水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が別に定めるところにより認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合 その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が別に定めるところにより認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合 その使用水量の合計とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が別に定めるところにより認定する。

5 前項各号のほか、個人で使用する水道水の一部を営業に伴い使用し、かつ、その営業で使用する水が公共下水道に排除されないものを営む使用者は、公共下水道に排除しない水の量の算出の根拠を記載した申告書を町長に提出することができる。この場合において、町長はその申告書の記載を勘案してその使用者の汚水を排除した量を認定する。

別表(第17条関係)

使用料金(1箇月につき)

基本使用料		超過使用料(1m ³ につき)	
使用水量	使用料	使用水量	使用料
10m ³ まで	900円	10m ³ を超え20m ³ 以下	92円

木曾岬町 条例適用不利益処分個票

		20m ³ を超え40m ³ 以下	110円
		40m ³ を超え100m ³ 以下	120円
		100m ³ を超え500m ³ 以下	150円
		500m ³ を超えるもの	180円
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 建設課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第17条の3		
例規番号	平成5年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の3の規定による。 (督促手数料)</p> <p>第17条の3 使用料の督促手数料は、督促状1通について80円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 建設課

処分の概要	加入負担金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第21条		
例規番号	平成5年条例第19号		
【基準】 第21条の規定による。 (加入負担金) 第21条 施設の供用開始後において、新たに受益者又は使用者となる場合にあつては、当該施設の既受益者又は使用者が負担金条例に基づき納付した負担金に相当する額を、加入負担金として木曾岬町に納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第26条及び第27条		
例規番号	平成5年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第26条及び第27条の規定による。 (罰則)</p> <p>第26条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第8条に規定する命令に違反した者</p> <p>(5) 第10条、第11条、第13条又は第14条の規定に違反した使用者</p> <p>(6) 第16条の規定による届出を怠った者</p> <p>(7) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(8) 第5条第1項、第20条の規定による申請者又は第5条第2項前段、第16条の規定による届出書、第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第27条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町下水道排水設備指定工事店規則 第10条第1項及び第2項		
例規番号	平成11年規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第10条 町長は指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 町長は、指定工事店が次の各号の1に該当するときは、指定を取り消し又は指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不相当と認めたとき。</p> <p>3 町長は、前項の規定により取消し(停止)をしたときは、排水設備指定工事店取消等通知書(様式第7号)により通知する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第12条本文		
例規番号	平成4年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第12条 町長は、第7条第2項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納付期日の翌日から納付の日までの期日の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して、徴収するものとする。ただし、納付期日までに負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があると認めた場合においては、これを減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 建設課

処分の概要	徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 第6条の2第1項		
例規番号	平成5年規則第15号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の2の規定による。 (徴収猶予の取消し)</p> <p>第6条の2 町長は、前条の規定により負担金の徴収猶予を受けた受益者で、その理由が消滅したことが明らかな場合又は徴収猶予を継続することが適当でないと認めた場合は、その徴収猶予を取り消し、その徴収の猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により徴収猶予を取り消した場合は、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第8号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 建設課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	木曾岬町下水路改修工事費の助成に関する条例 第7条		
例規番号	平成2年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び木曾岬町下水路改修工事費の助成に関する規則第6条の規定による。 (助成金の返還)</p> <p>第7条 町長は、偽り、その他不正行為により、この条例による助成を受ける者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第6条 町長は、次の各号の1に該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、交付する助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) この規則に違反した場合</p> <p>(2) 事業費の支出額が申請書記載の事業費に対して減少した場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の徴収																				
例規名 根拠条項	木曾岬町給水条例 第16条第1項																				
例規番号	平成10年条例第17号																				
<p>【基準】 第16条の規定による。 (加入金) 第16条 給水装置の新設及び増径工事申込者から、次の区分により消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額を加入金として徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額に消費税相当額を加えた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">メーター口径</th> <th style="width: 50%;">加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリ</td> <td style="text-align: right;">140,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリ</td> <td style="text-align: right;">250,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリ</td> <td style="text-align: right;">480,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリ</td> <td style="text-align: right;">750,000円</td> </tr> <tr> <td>50ミリ</td> <td style="text-align: right;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>75ミリ</td> <td style="text-align: right;">1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>100ミリ</td> <td style="text-align: right;">2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>100ミリを超える場合</td> <td>その都度町長が定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 臨時用の加入金は、6万円とし、工事完了後は、いかなる理由があっても加入金は返還しないし、この権利の譲渡は認めない。 3 加入金は、給水工事申込みの際に徴収する。</p>				メーター口径	加入金	13ミリ	140,000円	20ミリ	250,000円	25ミリ	480,000円	40ミリ	750,000円	50ミリ	1,000,000円	75ミリ	1,500,000円	100ミリ	2,000,000円	100ミリを超える場合	その都度町長が定める。
メーター口径	加入金																				
13ミリ	140,000円																				
20ミリ	250,000円																				
25ミリ	480,000円																				
40ミリ	750,000円																				
50ミリ	1,000,000円																				
75ミリ	1,500,000円																				
100ミリ	2,000,000円																				
100ミリを超える場合	その都度町長が定める。																				
備考																					
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日																		

ID: 220

担当部署: 建設課

処分の概要	料金の徴収																																					
例規名 根拠条項	木曾岬町給水条例 第27条第1項																																					
例規番号	平成10年条例第17号																																					
<p>【基準】</p> <p>第27条から第29条まで及び第31条の規定による。 (料金の支払義務)</p> <p>第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者又は管理人から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。 (料金)</p> <p>第28条 料金は、基本料金と超過料金の区別の合計額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。 専用、共同及び特設給水装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="3">従量栓</th> <th>臨時用</th> <th>消火栓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1箇月につき基本料金</td> <td>水量</td> <td colspan="3">10立方メートルまで</td> <td>1立方メートル毎に</td> <td>公設消火栓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>料金</td> <td colspan="3">1,100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1立方メートル毎に超過料金</td> <td>水量</td> <td>11立方メートル～20立方メートル</td> <td>21立方メートル～40立方メートル</td> <td>41立方メートル以上</td> <td>300円</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>料金</td> <td>140円</td> <td>180円</td> <td>210円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 従量栓とは、家事、営業又は事業に使用するものをいう。 イ 臨時用とは、1年以内の工事等に使用するものをいう。 ウ 消火栓とは、消火に使用するものをいう。 (料金の算定)</p> <p>第29条 料金は、隔月に定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が、定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、毎月又は定例日以外の日に点検を行うことができる。 (特別な場合における料金の算定)</p> <p>第31条 月の途中で給水を開始、廃止若しくは休止又はその種別を変更した場合は、第28条に規定する使用料を徴収する。ただし、その月の従量栓の使用日数が月の2分の1を超えない場合は、基本料金を半額とする。 2 給水停止の処分をし、又は一時給水を停止する場合も前項を準用する。</p>					種別	従量栓			臨時用	消火栓	1箇月につき基本料金	水量	10立方メートルまで			1立方メートル毎に	公設消火栓		料金	1,100円					1立方メートル毎に超過料金	水量	11立方メートル～20立方メートル	21立方メートル～40立方メートル	41立方メートル以上	300円	無料		料金	140円	180円	210円		
種別	従量栓			臨時用	消火栓																																	
1箇月につき基本料金	水量	10立方メートルまで			1立方メートル毎に	公設消火栓																																
	料金	1,100円																																				
1立方メートル毎に超過料金	水量	11立方メートル～20立方メートル	21立方メートル～40立方メートル	41立方メートル以上	300円	無料																																
	料金	140円	180円	210円																																		
備考																																						

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	木曾岬町給水条例 第34条		
例規番号	平成10年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第34条の規定による。 (手数料)</p> <p>第34条 手数料は、次の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 町長が、給水装置工事の設計をするとき。 1件につき 1,000円</p> <p>(2) 復帰による開栓手数料 1件につき 300円</p> <p>(3) 休止による閉栓手数料 1件につき 300円</p> <p>(4) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1回につき 1,200円</p> <p>(5) 第7条第2項の工事の検査をするとき。 1回につき 2,000円</p> <p>(6) 第36条第1項の給水装置の検査をするとき。 1回につき 2,000円</p> <p>(7) 指定給水装置工事事業者の指定 手数料 1万円</p> <p>(8) 指定給水装置工事事業者の指定の更新 手数料 5,000円</p> <p>(9) 証明手数料 500円</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	木曾岬町給水条例 第41条及び第42条		
例規番号	平成10年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第41条及び第42条の規定による。 (過料)</p> <p>第41条 町長は、次の各号の1に該当するものに対し、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、第21条第2項のメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第36条の検査及び第37条、第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第28条の料金、又は第34条の手数料、第16条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第42条 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第28条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	平成10年規程第2号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (指定の取消し)</p> <p>第8条 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第12条各項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第16条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第17条の規定による町長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 住民課

処分の概要	改善命令等(騒音及び振動の規制に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	三重県生活環境の保全に関する条例 第34条第2項		
例規番号	平成13年三重県条例第7号		
【基準】			
第34条第2項の規定による。 (騒音、振動又は悪臭物質に係る改善勧告及び改善命令等)			
第34条			
2 知事は、第27条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の支障を除去するために必要な限度において、騒音及び振動にあってはその防止の方法の改善又は当該指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を、悪臭物質にあっては当該指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該指定施設に係る悪臭物質の処理の方法の改善を命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命じることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 住民課

処分の概要	勧告履行命令(騒音及び振動の規制に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	三重県生活環境の保全に関する条例 第49条第2項		
例規番号	平成13年三重県条例第7号		
【基準】			
第49条第2項の規定による。 (建設作業に係る改善勧告及び改善命令)			
第49条			
2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに建設作業を行っているときは、期限を定めてその勧告に従うことを命じることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: 住民課

処分の概要	違反行為の停止命令等(騒音及び振動の規制に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	三重県生活環境の保全に関する条例 第55条第2項		
例規番号	平成13年三重県条例第7号		
【基準】			
第55条第2項の規定による。 (違反行為者に対する改善勧告及び改善命令)			
第55条			
2 知事は、第50条第1項又は第51条第1項の規定に違反する行為に対し、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないことにより人の健康が損なわれ、又は周辺的生活環境の保全上の著しい支障が生じると認めるときは、期限を定めて、その支障を除去するため必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずることを命じることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日